

入 札 公 告（電子入札、電子契約対象）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び太子町財務規則（昭和40年太子町規則第5号）第84条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月27日（木）

太子町長 高 梨 哲 彦

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 道維工第31号 町道112号線舗装補修工事
- (2) 工 事 場 所 太子町大字矢田地内
- (3) 工 事 期 間 契約の翌日 から 150日
- (4) 工 事 概 要 町道112号線舗装補修工事（別紙工事設計書及び図面のとおり。）
- (5) 予 定 価 格 金 **35,376,000** 円 （消費税を含む。）
- (6) 最低制限価格 有

2 入札参加形態

単体によるものとする。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条による許可を受けた建設業者で、同法第27条23の規定による経営事項審査を受け、太子町建設工事等入札参加資格審査要項（平成17年太子町告示第55号。以下「審査要項」）に規定する太子町の令和7・8年度有資格者名簿の登載者のうち、次の各号に該当する者とする。

- (1) 入札公告の日から入札日までの間に、太子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 太子町内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店）を有し、土木一式格付けのA等級の者であること。
※「従たる営業所（支店）」については、太子町内に建設業法に基づく従たる営業所があることを要件としています。「（支店）」の表記は、その一例を示したものにすぎませんので、営業所の名称が支店であることを必要としているものではありません。
営業所、支社などの名称でも、建設業法に基づく従たる営業所であれば構いません。
- (3) 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（土木一式）を受審している者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、更正（再生）手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続き開始後又は再生計画の認定決定が確定した後に太子町長が競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (5) 当該工事において、建設業法第19条の2に規定する現場代理人を配置できること。
- (6) 当該工事において、建設業法第26条の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。また、同条における当該技術者の配置要件で選任を必要とする工事にあっては、技術者を専任で配置できること。
- (7) 配置する現場代理人及び技術者は、当該工事の競争入札参加申請日以前3か月以上雇用関係があること。

4 入札参加申請書等の提出及び審査

- (1) 入札方法
電子入札システム（以下「システム」という。）による。
- (2) 受付期間
令和8年8月27日から令和8年9月8日（土・日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までにシステムにより行うこと。「競争参加資格確認資料」（様式第2号）については、システムにより申請すること。※Word形式でファイルを作成後、テキストファイル又はT I Fファイルで提出すること。
ただし、システムにより難しい場合には、「紙入札方式参加承諾願」を持参（郵送）により提出し、町長が認める場合には「競争参加資格確認申請書」（様式第1号）を太子町役場財政課に持参（郵送）すること。

5 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等は、入札情報サービスによりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。
(URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/KF001ShowAction>)
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き、令和8年9月6日午後5時までに質問書により財政課へファクシミリ（0295-72-1167）により提出するものとする。
- (3) (2) の質問に対する回答は、令和8年9月8日に太子町ホームページに掲載する。

6 現地説明会

実施しない。

7 入札方法

- (1) 入札書は、令和8年9月9日から令和8年9月11日（土・日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札方式参加承諾願を提出している場合は、郵送（簡易書留）により提出すること。入札書を郵送で提出する場合は、令和8年9月11日午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。
- (2) 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合には、町長の指示によるものとする。
- (3) 入札書は地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、太子町財務規則、太子町建設工事執行規則（平成14年規則第23号）その他関係法令における入札に関する規定を遵守しなければならない。
- (4) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、工事費内訳書の提出のない入札は無効とする。
- (5) 工事費内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同じとし、システムにより電子ファイルで提出すること。指定様式のExcel形式を使用するものとし、画像ファイル（.tif）に変換後提出すること。ただし、押印は要しないものとする。（※「Excelから画像ファイル（TIF）を作成する方法」を参照すること）。

なお、事前に承諾を得た場合には郵送（簡易書留）又は持参により提出できるものとする。工事費内訳書を郵送で提出する場合は、令和8年9月11日午後5時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。

- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引替え、変更又は取消しは認めない。
- (8) 入札執行回数は1回とする。
- (9) 入札の際に1者応札となった場合は取りやめとする。

8 入札執行（開札）の日時

- (1) 日時 令和8年9月14日 (月) 午後2時予定
- (2) 電子入札のため、入札参加者の立会いは求めない。落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、システムの「くじ」により落札候補者及び次順位者を決定する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

落札者は、大子町財務規則第104条の規定に基づき、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、大子町財務規則第105条各号に該当する時は免除することができる。

11 支払条件

- (1) 前払金は大子町公共工事前金払取扱要綱（平成28年大子町告示第31号）に基づき、請負代金のうち、4割以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。
- (2) 中間前払金は大子町公共工事前金払取扱要綱に基づく認定を受けた場合について、請負代金のうち、2割以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。

12 その他

- (1) 入札結果については、大子町役場ホームページ及び入札情報サービスにて公開する。
- (2) 契約額が税込500万円以上の場合、契約後、速やかにコリンズへ登録を行うこと。
- (3) 当案件は電子契約の対象とする。電子契約の利用を希望する場合は、入札書提出とあわせて別添の電子契約利申出書を担当課へ提出すること。（様式は大子町ホームページでも公開しています。）
- (3)
 - ・ 工事内容に関すること：建設課（0295-72-2611）
 - ・ 入札に関すること：財政課（0295-72-1119）